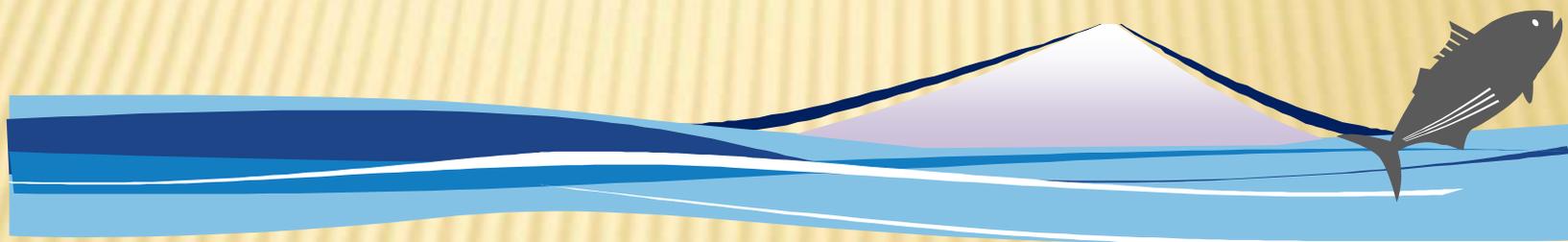


LOVE焼津

～つぶやきを形に 思いをしくみに～

焼津市自治基本条例を考える市民会議

案案

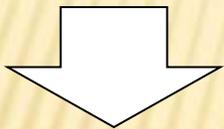


焼津市自治基本条例を考える市民会議

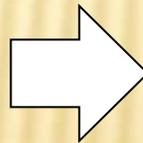
焼津市自治基本条例を考える市民会議

焼津市自治
基本条例を
考える市民
会議

- 平成23年11月
- 各種団体からの推薦や公募
により組織
- 市民の会議



焼津市の
まちづくりの
ルールやしきみ



自治基本条例の
基になる素案

自治基本条例って何？

自治とは・・・

自治は、もともと市民のもの。
市民が自分たちでやるもの。
自分たちで考え、実践すること

何をするのか？ **自治の原点**

- ・ 市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくること。
- ・ そのために人々が集まって一緒に考え、一人ひとりの力を出し合い、持続可能な地域づくりをしていくかを文章化
- ・ 「市民の力」を基盤に新しい自治を構築していくための、市民、議会、市役所のそれぞれが、その力を十分発揮する。

そためのルールやしくみが

自治基本条例

これまでの取り組み

市民会議

- ・ 21回の会議（平成23年11月～平成25年5月）



これまでの取り組み

- ・ 市民の皆さんとの意見交換会（P I 活動）
（昨年7月～9月）

32回開催 延べ1,285人参加 約2000のご意見



これまでの取組み

- ・ 大ワールドカフェ（市民参加のワークショップ）

2回開催



これまでの取り組み

- ・ オータムフェスト、みなとまつり等でのPR活動



これまでの取り組み

- ・ 検討の成果を「市民会議素案」としてまとめる

LOVE焼津

～つばやきを形に 思いをしくみに～

焼津市自治基本条例

焼津市自治基本条例を考える市民会議

素案



素案の構成

市民

- ・ 住民及び市民の定義
- ・ 市民が尊重されること
- ・ 市民が守ること
- ・ 事業者
- ・ サポーター

基本的な考え方

- ・ 焼津市で自治基本条例をつくる目的
- ・ 焼津市のまちづくりの進め方
- ・ 焼津市が目指すまちの姿

議会

- ・ 議会の役割
- ・ 議員の役割

市役所

- ・ 市長
- ・ 市役所の組織
- ・ 市役所の職員

市政運営

- ・ 情報の管理、提供、共有
- ・ 総合計画
- ・ 行政評価
- ・ 財政運営
- ・ 公共施設
- ・ 他の自治体等との連携

自治のしくみ

- ・ 焼津市の自治の基本的考え方
- ・ 地縁によるコミュニティ
- ・ 目的によるコミュニティ
- ・ 市民会議
- ・ 市民参加
- ・ 協働

地震・津波 に対する 安全の備え

- ・ 大地震等に対する基本的考え
- ・ 大地震等への備え
- ・ 大地震等の発生時の対応
- ・ 被災からの復興
- ・ その他の災害等における対応

条例を活かす ためのしくみ

- ・ 条例の実効性の確保
- ・ 条例の見直し

第1 基本的な考え方

○この条例の目的

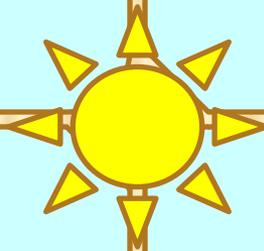
焼津市の「まちづくり」の基礎を明文化

人と人がつながり、
安心して活気ある
地域社会に

市民、議会、
市役所の三者が
焼津市の
「共同経営者」

大規模災害時に、
生命を守れる
市民社会に

将来にわたり
幸せに暮らし
続けられる
まちづくり



第1 基本的な考え方

○まちづくりの進め方

焼津市の自治の基本的な考え方

主体は市民であり、市民同士の
対話を十分行い**合意**すること

市役所は、市民のまちづくりの
活動を支援・協働

第1 基本的な考え方

○目指すまちのすがた

市民・議会・市役所がみんなで安心して暮らせ、
「焼津を愛せる」まちをつくっていく

全ての人が尊重
される誰にでも
優しいまち

第五福竜丸の
まちとして、
平和を尊び、
世界に発信する
まち

自然や環境と
共生し、地域の
歴史・文化を大
切に引き継いで
いくまち

未来の焼津市
を担う子供を
みんなで育て、
幸せに暮らし
続けるまち

他地域との
交流・連携を
すすめ、賑わ
いのあるまち

第2 市民

○「市民」の定義

市内に住所がある人（住民）

市内に住む人

市内で事業を営む個人・法人・
その他の団体（事業者）

市内で活動する個人・法人・
その他の団体

市内に通学する人

市内に通勤する人

第2 市民

☆ 「住民」と「その他の市民」

住民

・ 焼津市に住み、生活し続ける

まちづくりの**責任の重さ**

まちづくりへの**参加・情報取得の権利性** に違い

まちづくりの **当事者**
情報取得の **権利**

その他の市民

・ 必ずしも焼津市で生活し続けない

まちづくりの **担い手**
情報取得の **機会**

第2 市民

○市民が尊重されること

- 1 全ての人が平等に扱われ、
人として正しいと思う行動が尊重される
- 2 住民 まちづくりの「当事者」
参加・情報取得の「権利」
- 3 (住民以外の) 市民 まちづくりの「担い手」
参加・情報取得の「機会」

第2 市民

○市民が守ること

- 1 お互いに認め合い、思いやりの心
- 2 違う意見の他者の価値観の多様性を認める
- 3 住民 「当事者」として、
次世代への責任に基づき、
地域社会のあり方を考え行動
- 4 (住民以外の) 市民 「担い手」として
住みよいまちの実現に努める

第2 市民

○事業者

- 1 市民、議会、市役所とともにまちづくりを
盛り上げる
- 2 事業活動等の思いや状況を情報発信
- 3 事業活動の過程で、自然環境・資源・
労働環境・人権等に配慮
- 4 市民・議会・市役所は、地域の事業活動を支援

第2 市民

○サポーター

焼津市以外に住んでいる焼津市出身者
焼津市にゆかりのある人
焼津市のまちづくりを応援してくれる人、団体等



「焼津市まちづくりサポーター」
まちづくりに参加・情報取得の機会を持つ

第3 議会

○議会の役割

住民の
信託

- 1 市全体のための意思決定
- 2 審議・議決、市役所の監視、評価（継続的）
- 3 情報提供
- 4 市民意見の傾聴と把握、報告会の開催
- 5 政策提案
- 6 開かれた議会運営
- 7 議会改革

第3 議会

○議員の役割

住民の
信託

- 1 市民、市役所とともにまちづくり
- 2 市民全体の生活や活動のために
- 3 高い倫理観
- 4 市民との意見交換と傾聴
- 5 活動と市政情報の説明責任
- 6 意見表明と政策提案

第4 市役所

○市長

住民の
信託

- 1 政治倫理を守り、公正で誠実
- 2 総合的見地からの市政運営
- 3 市民との対話を重視
- 4 職員がその能力を最大限に発揮できるように
研修や実践の機会を用意

第4 市役所

○市役所の組織

- 1 迅速、効率的に対応する組織づくり
- 2 組織の横断的な連携強化
- 3 より少ない職員数で
最大の効果を上げるような登用、配置

第4 市役所

○市役所の職員

- 1 責務を果たすとともに、
自らも市民であることを自覚
- 2 市民との対話 わかりやすく説明
- 3 政策立案や業務の実行能力の向上

第5 市政運営

○情報の管理、提供、共有

- 1 **市役所** 市政情報の適正な管理、公開
- 2 **市役所** 「決定過程」の情報公開
- 3 **市役所** 様々な手段による迅速な情報提供
- 4 **市役所** 個人情報への厳格な管理、保護
- 5 **市民** 説明会参加、様々な方法による情報共有
- 6 **市民** 市民同士の情報共有
- 7 **市民** **議会** **市役所** 三者間での情報共有

第5 市政運営

○総合計画

- 1 **市役所** 市の最上位計画として策定
- 2 **市役所** **市民** 市民参加による策定
- 3 **市役所** 総合計画に基づく事業の実施
- 4 **市民** 総合計画の市民の役割に沿ったまちづくり
- 5 **議会** 総合計画の議決
- 6 **市役所** **市民** 総合計画の見直し

第5 市政運営

○行政評価

- 1 **市役所** マネジメント・サイクル
（計画・実行・評価）による行政経営
- 2 **市役所** 全ての仕事（施策単位、事務事業
単位）を評価
- 3 **市役所** 市民にもわかりやすい評価
- 4 **市役所** 評価結果を公表
→ 市民意見を翌年度へ反映
- 5 **市役所** 総合計画、予算などへの活用

第5 市政運営

○財政運営

- 1 **市役所** 税金の有効活用
- 2 **市役所** 財政状況の把握、目標値の設定
→ 健全な財政運営
- 3 **市役所** 財政状況の公表
- 4 **市役所** 総合計画、行政評価を踏まえて
予算をつくる
- 5 **議会** 予算の審議、決定
- 6 **市民** 財政に関心を持つ

第5 市政運営

○公共施設

1 **市役所** 公共施設の用意、維持管理

2 **市民** 公共施設の有効活用

3 **市役所** **議会** **市民** 施設の数量・質は
過大とならぬように配置

第5 市政運営

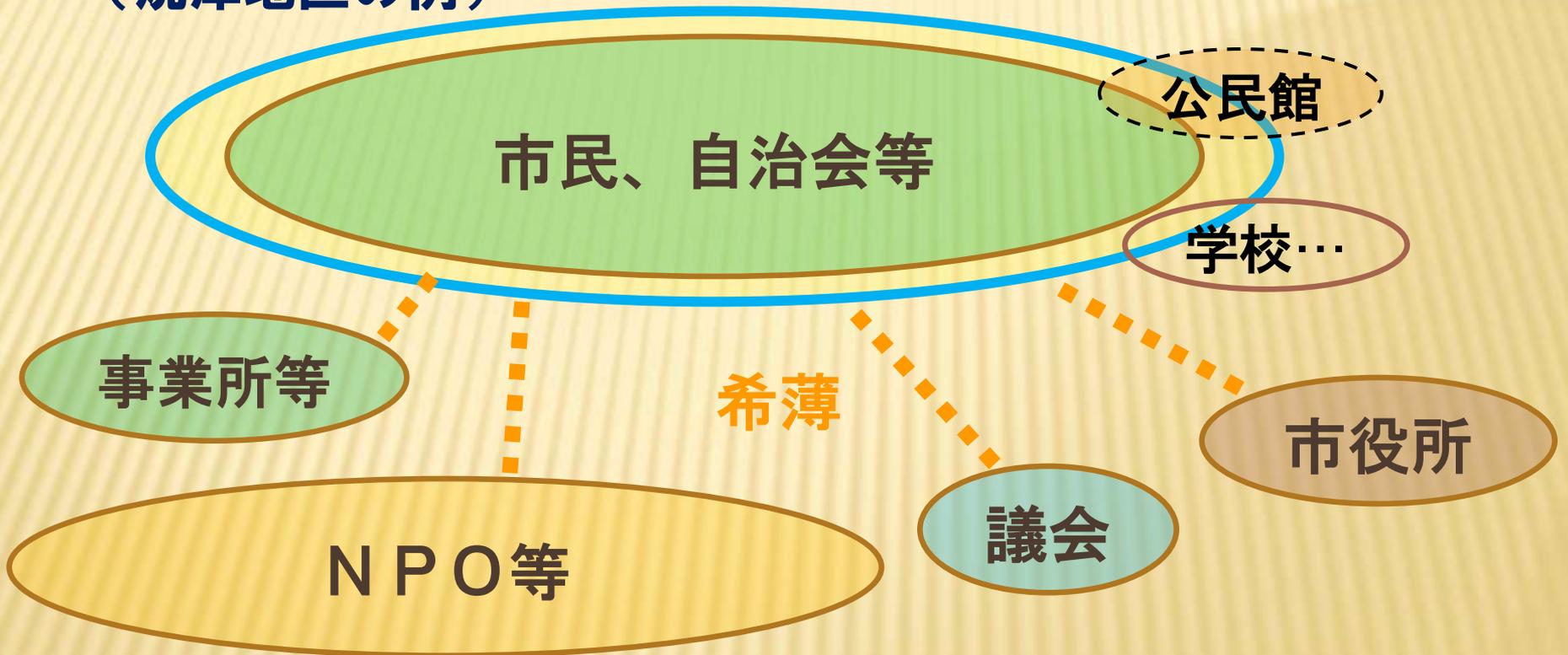
○他の自治体等との連携

- 1
 - ①市民の生命を守る
 - ②地域の防災力向上
 - ③広域的な課題解決
 - ④相互の自治力の向上 →  市民 議会 市役所
→ 他の自治体と連携、協力
- 2 1の連携、協力を進めるため →  市民 議会 市役所
→ 他地域と交流
- 3 他地域で災害等発生 →  市民 議会 市役所
→ 最大限の支援

第6 自治のしくみ

★コミュニティの現状 (焼津地区の例)

(公民館単位の)「コミュニティ」と呼ばれている



第6 自治のしくみ

○地縁によるコミュニティ

住民及び市内に居住する人

- 1 地縁によるコミュニティを組織
- 2 一人一人の自由意思に基づき、主体的に地縁によるコミュニティに関わり、まちづくり

地縁によるコミュニティ

- 3 地域の課題解決のため自発的に活動
- 4 中学校区又は小学校区で組織（基本）
- 5 多様な価値観を認め合い、尊重
- 6 住民等の意見を調整し合意、実践
- 7 NPO、事業者、学校、市役所等と連携

市役所

- 8 地縁によるコミュニティを支援

第6 自治のしくみ

○目的によるコミュニティ

地域社会の課題を解決、政策提言を目的とした組織
= NPO等



地域社会を構成する一員

地縁によるコミュニティや事業者、市役所と連携して活動

素案に書いているイメージ

○焼津市の自治の基本的な考え方



将来目指す形

○焼津市の自治の基本的な考え方

地域
コミュニティ

市民、自治会等の
地縁によるコミュニティ

公民館

事業所等

学校…

NPO等の
目的によるコミュニティ

連携

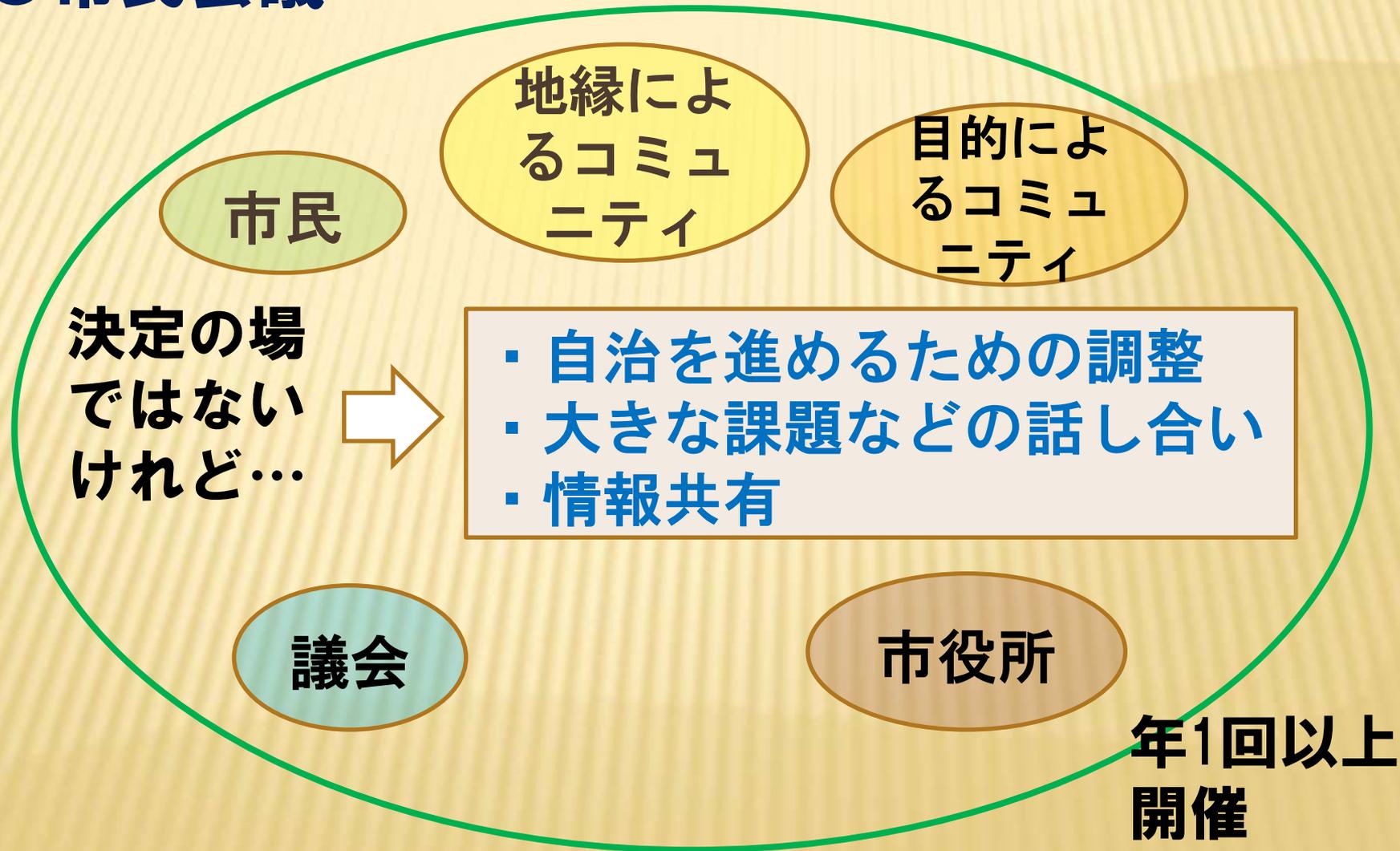
議会

連携
支援

市役所

役割分担し、公共的な領域を担う

○市民会議



第6 自治のしくみ

○市民参加

- 1 **市民** まちづくりに多様な形で参加できる
- 2 **市民** 地域の課題解決のためのサービス等を提案し、自ら参加の場をつくる
- 3 **市役所** 参加の機会を設け、市民に働きかけ
- 4 **市役所** 参加の機会のない市民の声を抽出できる手法に配慮

第6 自治のしくみ

○協働 **市民の組織** **市役所**

1 **市民の組織**（NPO、事業者、地縁によるコミュニティ等）と**市役所**は、協働の原則に基づき、積極的に連携、協力することにより、公共的な課題を解決

2 協働の原則

①**対等の原則**

②**自主性・自立性の原則**

③**目的共有の原則**

④**公開の原則**

⑤**時限性の原則**

3 **協働のルール作り、守備範囲と役割分担**

4 **人材の発掘と育成、情報の収集と提供**

5 **双方が対話の場を作る努力**

第7 地震・津波に対する安心の備え

○大地震等に対する基本的考え

市民

議会

市役所

- 1 お互いに役割分担し、緊急時に適切な対応ができる体制を整備

○大地震等への備え

- 1 市役所 市役所機能を維持・持続できる体制を整備し、想定を盛り込んだ計画策定
- 2 市民 関心を持ち、自ら備える
地域での訓練などの活動に参加、危機に強い地域づくり

第7 地震・津波に対する安心の備え

○大地震等の発生時の対応

- 1 **市役所** 最適かつ迅速な措置
- 2 **市民** 自分の身を自分で守る（自助）
隣近所で協力し助け合う（共助）
- 3 **議会** 市の意思決定が直ちにできるよう努める

第7 地震・津波に対する安心の備え

○被災からの復興

- 1 **市役所** 市民が平常の生活ができるように努め、希望が持てる地域を取り戻す
- 2 **市民** 励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力
- 3 **議会** 復興へ向けて速やかな意思決定

第7 地震・津波に対する安心の備え

○その他の災害等における対応

市民

議会

市役所

- 1 大地震・津波以外の災害や危機に対しても、同様の準備・対応ができるよう取り組む

第8 条例を活かすためのしくみ

○活（生）きた条例にするために

- 1 私達**市民**で、「**条例の推進委員会**」をつくる
- 2 **市役所**は、市の職員や市民などに対して啓発活動
- 3 **市役所**や**議会**は、適時、条例に対する意見を
広く集約し見直し

今後の予定

6月～7月

市民会議と市民の皆さんとの対話(PI)活動

7月～8月

PI活動の成果を案に反映するための検討

9月上旬

焼津市自治基本条例市民会議案を市長に提出予定

9月15日

市民フォーラム

9月～12月

市による条例案の調製、パブリックコメント、説明会等

H26年2月

議会へ条例案の提出(予定)

※アンダーラインは市の取組